

神奈川県住所地特例者健康診査助成制度の利用方法

神奈川県の後期高齢者医療制度に加入している方が、県外に所在する医療機関への入院または施設（特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等）への入居などにより、住所を変更した場合には、住所地特例制度に該当するため、引き続き神奈川県後期高齢者医療制度の被保険者として健診費用の助成制度を利用することができます。

助成を受けようとする方は、事前に下記の事項をご確認ください。

■対象者（助成を受けられる方）の要件

健康診査を受ける日において、次のすべての要件に該当する方が対象です。

- ☐ 神奈川県後期高齢者医療広域連合の被保険者資格を有すること。
- ☐ 神奈川県外に住所を有すること（住所地特例制度の対象者であること）。
- ☐ 当該年度において、神奈川県内の市町村が実施する健康診査等を受診していないこと。

■健診項目

下記、基本項目のすべてを実施した場合に助成対象となります。

- ☐ 既往症の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
- ☐ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ☐ 身長及び体重の検査
- ☐ BMI（次の算式により算出した値をいう。）の測定
$$BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$$
- ☐ 血圧の測定
- ☐ 肝機能検査（AST、ALT、 γ -GT）
- ☐ 血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）
- ☐ 血糖検査
- ☐ 尿中の糖及び蛋白の有無の検査

※必要な健診項目の一部しか実施していない場合、健診を実施したこととはみなされず、費用の助成を受けることはできません。

■申請方法

必ず、対象者の要件に該当することを事前に確認したうえで申請してください。

①申請書類

- ☐ 神奈川県住所地特例者健康診査助成金支給申請書
- ☐ 健診結果に係る記録の写し
- ☐ 医療機関に支払った健診費用の領収書の写し

②提出先

〒221-0052

神奈川県横浜市神奈川区栄町 8 番地 1

ヨコハマポートサイドビル 9 階

神奈川県後期高齢者医療広域連合 企画課 保健事業係 宛

③申請期限

健診を受けた年度の 3 月 31 日まで

※3月中に健診を受診し、期限に間に合わないことが予想される場合は、受診日から1か月以内を限度に期限の延長が可能です（必ず、事前にご連絡ください）。

■助成額

上限額は 1 万円です。上限額を超える金額は自己負担になります。

健診の費用助成は年度ごとに 1 回です。2 回目以降は自費となります。

健康診査費用助成制度に関するQ&A

Q1. 健診を受診する前に費用助成の申請を行うことはできますか？

A1. 申請は健診受診後、費用を支払った後でないと申請できません。
（健診費用の領収書や、健診結果に係る記録の写し等が必須となります。）

Q2. 人間ドックも費用助成の対象になりますか？

A2. なります。ただし、健診項目の基本項目をすべて実施した場合に限ります。

Q3. 病院では1万5千円支払いましたが、全額助成してもらえますか？

A3. 医療機関での負担額に関わらず、助成額の上限は1万円です。
上限額を超える金額は自己負担になります。

〈問い合わせ先〉

神奈川県後期高齢者医療広域連合

企画課保健事業係

TEL：045-440-6700